

事務局説明資料

2023.01.06

中小企業庁

政府保有株

政府保有株式の意義として指摘される事項

現状

1. 自己資本の充実

- ① 株式会社化直後と比較すると、**利益剰余金は3倍増**(661億円→2,146億円)。増加額は、**政府保有株の資本金額(1,016億円)を超える水準**。

2. 政府の信用力を背景とした低コストでの資金調達

- ① 株式会社化直後と比較すると、**商工債による資金調達割合は半減**(67%→36%)。**劣後債の発行も可能に**(700億円を調達)。

【国の出資比率があることの結果、低いコストの調達ができ、それが中小企業に融資等されていくことに、(政府が株式を保有する)政策的な意義がある。(衆・経産委(2015/4/1)の宮沢経産大臣答弁)】

3. 政府が株主としてガバナンスを効かせる

- ① 株式会社化時点から政府保有株式は1/2を下回っている(46.5%)。
- ② **商工中金法**では、主務大臣による**一般監督権限や定款変更等の株主総会の特別決議事項に対する主務大臣認可など、政府によるガバナンスを規定**。

4. 商工中金による適時適切な中小企業支援を確実に担保

- ① 政府の株式保有比率は1/2を下回っており、**単独で、株主総会で普通決議を行うことができない**。
- ② 第2回検討会で、関根社長は「**これまで通り、中小企業に寄り添った支援を堅持していくことを改めて明確化するため、パーパス・ミッションやクレジットポリシー等の考え方を定款へ記載することも株主中小企業の皆さまと相談してまいりたい**」と発言。
- ③ **商工中金法**では、**定款変更は大臣認可**。定款に一旦記載した事項を改定する場合には、大臣認可が必要。また、大臣の**一般監督権限**により、「**組合金融の円滑化**」という目的に照らして**適切とは言えない行為の是正**が可能。

5. 政府の方針に沿った危機対応業務の臨機応変かつ確実な実現

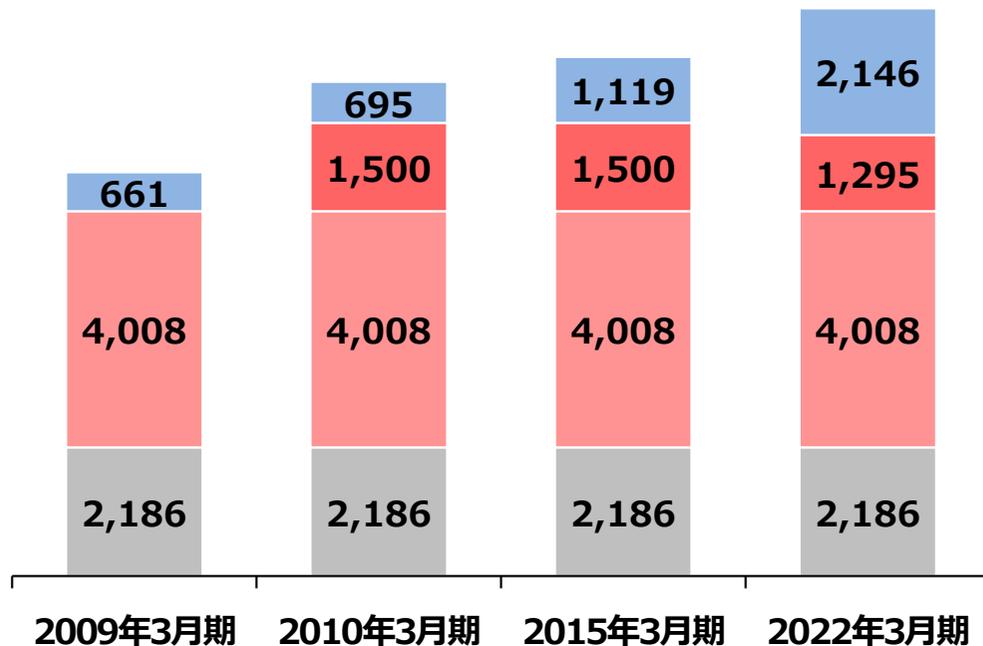
- ① 商工中金法では、「**危機対応業務を行う責務を有する**」と規定。
- ② 大臣の**一般監督権限**により、**危機対応業務の適切な実施を求める**ことが可能。
- ③ なお、政府は、電力会社の株式を保有していないが、**電気事業法**で、**電力会社(送配電)に託送・最終保証供給を義務付ける**ことで、安定供給を確保。

(参考) 商工中金の概要：資本構成

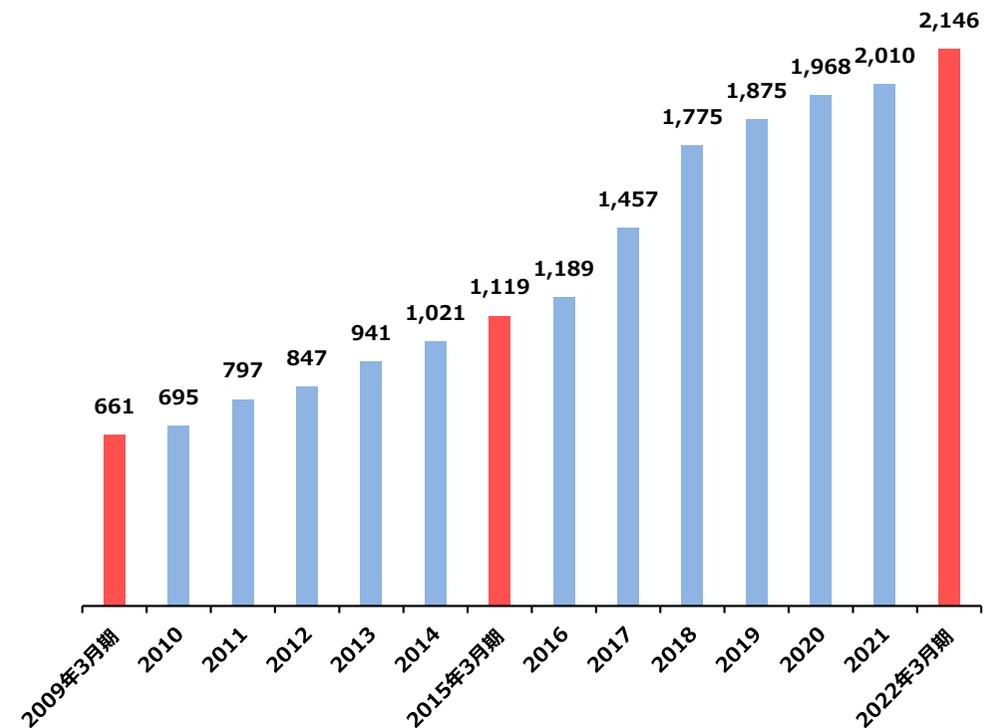
- 商工中金は、通常の資本金・利益剰余金に加え、**特別準備金**（株式会社化時に、資本充実の観点から政府出資分等を振り替え導入）、**危機対応準備金**（危機対応業務の円滑な実施のため2009年に導入）により、**十分な財務基盤**を確保。
- 特に、足下の**利益剰余金**は、株式会社化直後（2009年3月期）の**3倍**、前回法改正時（2015年3月期）の**2倍**。

商工中金の資本構成の推移（億円）

■ 資本金 ■ 特別準備金 ■ 危機対応準備金 ■ 利益剰余金



株式会社化以降の商工中金の利益剰余金（億円）

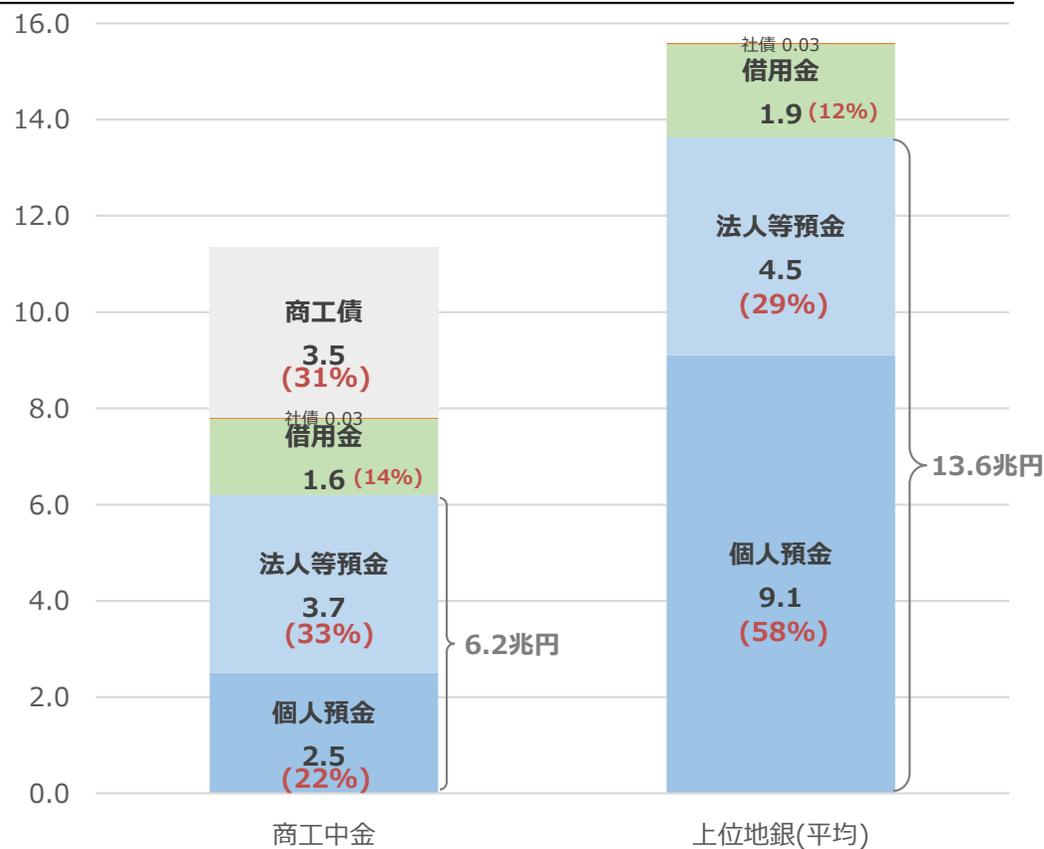


(* 1) 危機対応準備金は2009年より措置。
 (出所) 商工中金2022年3月期決算資料等より作成。

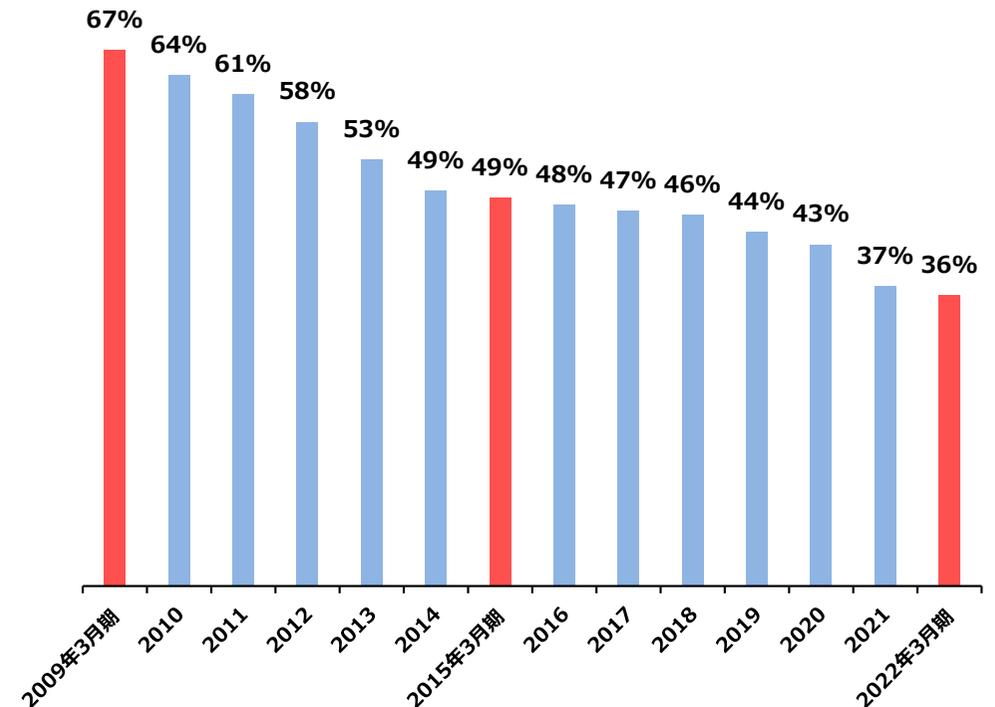
(参考) 商工中金の概要：資金調達構造

- 商工中金は、**3.5兆円を商工債(*)により調達**。上位地銀は、半分以上の資金を個人預金から調達。
 (*) 商工債 (利回り：0.25%) は、社債と異なり、証券会社を介さないため機動的に発行できるといったメリットあり。
- **商工債依存度**は、株式会社化後 (2009年3月期) からは**半減**、前回法改正時 (2015年3月期) からは**3割減**。

資金調達構造 (2022年3月期,兆円)



商工債への依存度



(* 1) 商工中金・上位地銀とも、2022年3月期決算より作成。 (* 2) 上位地銀：横浜銀行、千葉銀行、福岡銀行、静岡銀行、常陽銀行の5行単体。
 (* 3) 商工中金の法人等預金 = 一般法人 + 金融機関 + 政府公金 + 譲渡性預金。商工中金の借用金 = 危機対応業務のツーステップローン + 日銀借入
 (* 4) 商工債への依存度は、商工債 / (個人預金 + 法人等預金 + 商工債) により算出しているため、資金調達構造の商工債の割合とは一致しない。

地域金融機関との関係

- 2015年法改正により、当分の間、政府が株式を保有することになった。
- これにより、信用力が向上するなど、商工中金が、事実上、同様の財務状況の他の事業者よりも有利な条件で資金調達を行うことが可能となり、結果として、危機対応業務以外の通常の貸付け等の業務についても他の事業者より競争上優位な立場で実施できる蓋然性が高まることを踏まえ、「民業圧迫回避規定」(※)を創設。

(※)商工中金法附則第2条の5

商工中金は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

- なお、2008年に株式会社化した際に特別準備金が措置されたが、その際には、「民業圧迫回避規定」は措置されていない（法制上は、特別準備金と「民業圧迫回避規定」は紐付いてはいない）。
- ただし、第2回検討会で、「特別準備金については、民業圧迫との兼ね合いやイコールフットイングとの関係で考える必要がある」との指摘を頂いたことも踏まえ、今回、商工中金の在り方を検討する中で特別準備金を存置することになれば、法律上も「民業圧迫回避規定」を現行条文のまま存置してはどうか。
- また、第2回検討会で、「地域金融機関との連携・協業について、何らかの制度的な担保を入れてはどうか」との指摘を頂いたことも踏まえ、新たに商工中金が民間金融機関との連携・協業を進める規定を創設してはどうか。

地域金融機関との連携・協業事例

事業承継・M&A

連携協業イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工中金は全国に拠点を有しており、地元以外の地域への譲渡を希望する取引先に対して、全国規模かつ広域でのマッチング候補先を提供。 ● M&A専門スタッフによるアドバイザー業務を行っており、仲介のみならず、売り手側又は買い手側のみの受託も可能。
事例	<ul style="list-style-type: none"> ● A社（ホテル業・西日本エリア）は、業績向上に限界を感じ、事業の更なる発展を目的に譲渡先を探していたが、地元銀行の営業エリアでは、譲渡先が見つからない状況。同行と提携していた商工中金が、A社の紹介を受け、候補先探索を行い、複数リストアップした先のうち、B社（ホテル業・東日本エリア）との交渉が進み、初回打診から約3か月でクロージング。※アドバイザー報酬は、地元銀行はA社、商工中金はB社から、それぞれ受領。

経営改善・再生支援

連携協業イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営改善計画に基づく営業CFの改善に必要な本業支援等に係る情報提供や、全国ネットワークを活かしたサポート。 ● 地域金融機関と協調して劣後ローン(DDS)等の多様な金融手法を活用して、事業再生の実効性を高める取組を実施。
事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 離島で島民のライフラインを支えるA社（海運業）は、燃料の高騰等から資金繰りが逼迫し、民事再生申請。 ● 商工中金は、事業性評価を行い、B銀行と協調のうえ、全額リファイナンスを実施し、民事再生手続きを終結。 ● 更に、劣後ローンを引き受け、これが呼び水となり、新規行との取引が開始する等、金融取引正常化が図られた。

海外展開支援

連携協業イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外における資金調達ニーズに対して、親子ローン、現法への直接貸付等の手法を通じて協調支援。 ● 海外における販売・仕入先紹介ニーズに対して、海外でのマッチング先を紹介。 ● 商工中金の海外拠点等へのトレーニー受入等により、人材交流やノウハウの共有を行います。
事例	<ul style="list-style-type: none"> ● C社の海外現地法人から資金調達の相談を受けた地銀は、現地法人貸しを取り扱っていなかったが、同行から相談を受けた商工中金が、同行からスタンバイ信用状の差入を受けて現地法人に対して融資を実施。 ● 商工中金からタイ投資委員会に出向している職員が、地域金融機関向けに最新の政策に関する勉強会を開催。参加行から、取引先への情報支援の幅が広がったと評価。

ビジネスマッチング

連携協業イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● 域外への販路拡大等を希望する取引先に対して、他の都道府県を含む広域のマッチング候補先を提供。 ● 地域で開催される商談会等の魅力や発信力の向上に向けて、域外のバイヤーやセラーを紹介。
地域金融機関の声	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国ネットワークを活かし、商談会にて全国からバイヤーおよびセラーを募って頂けるのは非常にありがたい。 ● 特に、域外の販売先を見つけたいと思っている地元企業は非常に多く、商談会の活性化に繋がっている。今後とも是非連携していきたい。

株主資格と貸出先

- **商工中金の株主資格は中小企業組合とその構成員に限定され、貸出先も株主である組合及び当該組合の組合員等に限定。**なお、**5%以上の議決権を取得しようとするときは、大臣認可が必要。**
- 現行法では、附則において、完全民営化後も**株主資格を制限するための措置を講ずる旨規定。**

株主資格（商中法第6条）

- 政府
- 組合
 - ・ 中小企業等協同組合
 - ・ 協業組合、商工組合又は商工組合連合会
 - ・ 商店街振興組合・同連合会
 - ・ 生活衛生同業組合・同連合会・生活衛生同業小組合
 - ・ 酒造組合・同連合会・同中央会
 - ・ 酒販組合・同連合会・同中央会
 - ・ 内航海運組合・同連合会
 - ・ 輸出組合・輸入組合
 - ・ 市街地再開発組合
- 上記株主資格をもつ**組合の構成員**
- 主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにこれらの直接又は間接の構成員であって、政令で定めるもの【※政令の定めなし】

中小企業団体中央会等の中小企業関係団体も対象とし得るのではないか。

貸出先制限（商中法第21条）

- メンバー貸付**
 - 株主資格団体とその構成員
 - 準融資対象団体*（石川県鉄工機電協会のみ）

* 組合法による制約（員外利用の制限がある、組合が一貫して自ら事業主体となることはできない等）を回避し、機動的に共同経済事業を行うため、組合・組合員の共同出資によって設立された組合の別働法人
 - メンバー外貸付 <総量規制あり(20%まで)>**
 - 株主以外の中小企業組合とその構成員（なし）
 - 中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員【要大臣認可】（例：中小企業団体中央会、商工会議所）
 - 株主資格団体の子会社（例：海外現地法人）
 - 貿易取引の相手方（なし）
 - 融資対象団体の事業を継承する者（例：事業承継時の個人）
 - 銀行その他の金融機関、有価証券関連業を営む者（なし）
- （注）メンバー貸付とメンバー外貸付のカッコ内は、現時点で対象となっている組合・企業等

商中法附則第2条第2項

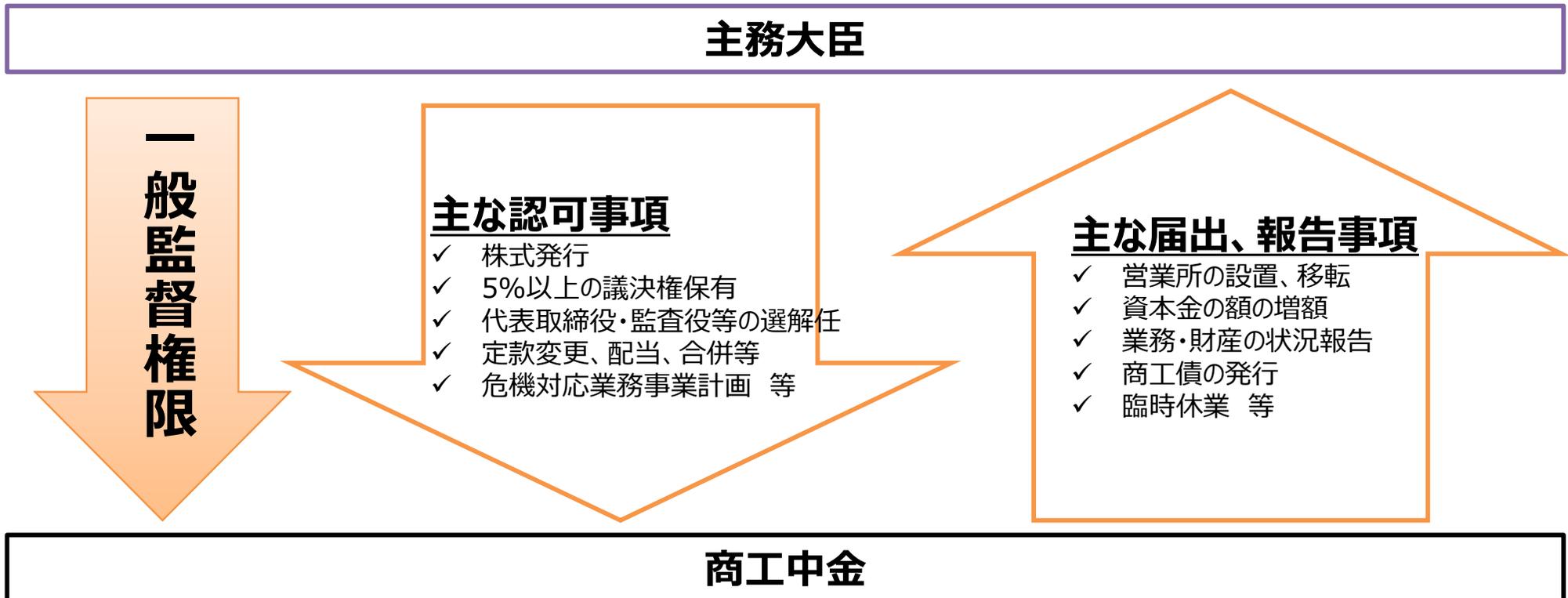
政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずるとともに、**株式会社商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持**されることとなるよう、**株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。**

大臣による監督

- 商工中金に対しては、**株主総会の特別決議事項など個別具体的な事項に対する主務大臣認可**に加え、商工中金の業務運営の的確性を担保する観点から、**主務大臣による一般的な監督権限が規定**されている。

○商工中金法
第56条 主務大臣は、商工組合中央金庫、代理組合等（中略）の業務を監督する。

- なお、**政府出資のない農林中金や高圧ガス保安協会**においても、**定款の変更に対する大臣認可や一般監督権限が規定**されている。
- また、**銀行法**においても、**合併・分割、事業譲渡、解散に対する大臣認可が規定**されている。



(参考) 一般監督権限

- 商中に対する監督は、商工中金法の個別具体的な規定により担保されているが、これらの規定で担保されていない事態が発生した場合に、業務運営等が適正に実施されなくなるおそれもあることから、商工中金に対する主務大臣の一般的な監督権限が規定されている(第56条第1項)。
- 商工中金が行う業務の内容や実施の態様が法目的(*)に照らして適切とは言えない場合には、一般監督権限を行使。(*中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする)

一般監督権限の過去の行使事例

事案の調査、再発防止策の策定等

- 2016年11月22日に、商工中金において、一部の職員が顧客から受領した試算表等を書き換えて危機対応業務を行っていた事案があったことに関し、主務大臣に不祥事件として商中自ら報告・届出。
- これを受けて、主務大臣は、迅速な対応を求めため、一般監督権限に基づき、同日付で商工中金に対して、i)徹底調査と原因の究明、ii)調査結果を踏まえた必要な対応の実施、iii)再発防止策の策定等の3点を指示。

利子補給金等の返還、再発防止策の策定等

- 2017年4月25日に、商工中金が、危機対応業務に係る不正行為事案について、第三者委員会による調査結果を報告。
- これを受けて、主務大臣は、迅速な対応を求めため、一般監督権限に基づき、同日付で商工中金に対して、i)顧客に不利益を及ぼさない適切な対応等、ii)再発防止策の適切な実施、iii)調査未実施の危機対応貸付について継続調査の3点を指示。

一般監督権限の行使が想定されるケース

①不正行為等への対応

- 数値改ざんや横領等の不正行為が発覚したが、発覚直後であり報告徴収(第57条)や業務改善命令(第59条)を直ちに発動するには情報が不足している場合【発動実績あり】

②「組合金融の円滑化」という目的に照らして適切とは言えない行為への対応

- 業況が苦しい中小企業に対する貸し渋りや、事業再生・承継支援等の民間金融機関の取組が十分とは言い難い分野に取り組まない場合。
- 創業期の企業や産業構造の転換に適応するため事業再構築に取り組む企業に対する融資など、中長期的には組合金融の円滑化に資するものの短期的にはリスクが高い企業への融資を行わない場合

③危機対応業務の適切な実施を求めるための対応

- 大規模災害に対する危機対応融資について、貸し渋りを行ったり、要件を充足する者の中でも優良先のみ貸付けを行うなど、危機対応業務を適切に行わない場合。